

## 子育てにやさしい企業として 「社会福祉法人 椎原寿恵会」を認定しました！

(次世代育成支援対策推進法 第13条 に基づく認定)

佐賀労働局は、次世代育成支援対策推進法(以下「次世代」という。)に基づき、男女ともに子育てしやすい職場環境を整備するための取組を行った企業として、平成25年3月に社会福祉法人椎原寿恵会(佐賀県内では5番目、医療・福祉分野では初)を「基準適合事業主」として認定しました。

- ＊ 「次世代法に基づく認定」とは、子育てしやすい職場環境の整備等目標とする一般事業主行動計画を策定し、その行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たした場合、申請により「子育てサポート企業」として厚生労働大臣(都道府県労働局長へ委任)が認定するものです。
- ＊ 認定を受けた企業は、次世代認定マーク(愛称:「くるみん」)を、広告や商品等に表示することにより、企業のイメージアップを図ることができます。



認定マーク「くるみん」

…… 佐賀労働局で認定通知書交付式を行いました ……  
(平成25年4月25日)



椎原寿恵会香田副理事長(左)、佐賀共栄銀行松尾専務(右)と西村佐賀労働局長

### ◇認定企業の紹介

#### 社会福祉法人 椎原寿恵会

代表者:中川原 三和子

所在地:鳥栖市

労働者数:302人(うち、女性228人)

主な取組内容

◇妊娠中や子育て中の職員(パート職員含む)及び所属長が利用できる産休・育休相談窓口を平成22年9月に設置。相談窓口では、相談対応の他、妊娠が判明した職員に対し、両立支援に関する各種制度についての情報提供を行う等のサポートを行っている。

◇小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員を対象として、1日の所定労働時間を6時間とする短時間勤務制度を平成23年5月に導入した。(法では、子が3歳に達するまでの短時間勤務制度が義務)

上記の取組みの結果、計画期間における女性の育児休業取得率は100%となった。また、職員の両立支援のみならず地域における子育て支援活動の一環として、一般向けの無料保育セミナーの開催も行っている。